

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平戸市長 黒田 成彦

市町村名 (市町村コード)	平戸市 (42207)
地域名 (地域内農業集落名)	平戸中部⑥ (草積・上中津良)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月24日(第1回) 令和6年10月31日(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、基盤整備農地と中山間農地が混在し、用水の確保や農地の狭小など耕作条件に差があるが、中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織が7協定あり、主に水稻を中心に営農が継続されている地域である。耕作者の高齢化や担い手不足に加え、米の価格不安定や資材等の高騰などにより農業所得が低く、離農者の増加につながっている。また、有害鳥獣(イノシシ・カモ・タニシなど)による被害も深刻化しており、耕作意欲の低下の一因となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備農地及び中山間地域等直接支払交付金事業の協定農用地は、水稻の作付けを続けながら農地を守っていく。また、中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織の継続が難しくなることが予想されるため、近隣の協定との合併を検討していく。さらに新規就農者の受け入れを視野に入れ、貸し出せる農地の把握に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員、農地利用最適化推進委員、関係機関と相談・調整しながら、目標地図に位置づける者への農地の集積を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中山間地域等直接支払交付金事業の協定農用地を中心に、農地所有者や担い手の意向を踏まえ、農地中間管理事業の活用により、農地の集積を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に基盤整備地がされている区域は、水稻の作付により耕作を継続し、農道・水路等の維持管理に取り組む。その他の中山間地においては、工事完了後の耕作者や担い手の確保、費用面での負担が大きいことから、新規での事業取り組みは難しい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
他地区からの入り作については抵抗もあまりなく、地域外から新規就農者などの担い手の確保を検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できるドローン等による防除作業は、委託による実施を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシなどによる鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵の設置・維持管理を行う。
- ③ドローン等を活用した除草剤・農薬散布など、農作業の省力化を行う。
- ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合、該当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、地域の代表者などでの確認、協議を行い変更する。